

## その他

～ 顕著な災害を起こした自然現象の命名について ～

交通政策審議会 第24回気象分科会

平成30年 1月10日

気象庁

# 現在の考え方と課題

## 顕著な災害を起こした自然現象の命名についての考え方

(平成16年3月15日 気象庁)

昨年(平成15年)9月、北海道で震度6弱を観測した地震が発生し「平成15年(2003年)十勝沖地震」と命名したが、これ以外にも5月及び7月に東北地方で震度6弱及び6強の地震が発生し、命名すべきではないかとの意見・指摘があった。

顕著な災害を起こした自然現象については、命名することにより共通の名称を使用して、過去に発生した大規模な災害における経験や貴重な教訓を後世代に伝承するとともに、防災関係機関等が災害発生後の応急、復旧活動を円滑に実施することが期待される。

以上をふまえた命名についての基本的な考え方は次項のとおり。

## 顕著な災害を起こした命名の考え方及び名称の付け方

### 地震 命名の考え方

#### 1 地震の規模が大きい場合

陸域： M7.0以上(深さ100km以浅)かつ最大震度5弱以上

海域： M7.5以上(深さ100km以浅)、かつ、最大震度5弱以上または津波2m以上

#### 2 顕著な被害(全壊100棟程度以上など)が起きた場合

#### 3 群発地震で被害が大きかった場合等

### 名称の付け方

原則として、「元号(西暦年)+地震情報に用いる地域名+地震」

### 豪雨 命名の考え方

顕著な被害(損壊家屋等1,000棟程度以上、浸水家屋10,000棟程度以上など)が起きた場合

### 名称の付け方

豪雨災害の場合は被害が広域にわたる場合が多いので、あらかじめ画一的に名称の付け方を定めることが難しいことから、被害の広がり等に応じてその都度適切に判断している。

### 【課題】

- ・豪雨について、局地的に甚大な災害が発生した際に、目安としている家屋被害数に到達しない場合がある。  
また、目安としている家屋被害数に達していない状況で、総合的な判断により命名する場合、その根拠が明確でない。
- ・顕著な災害をもたらした台風について、「平成 年台風第 号」では人々の記憶に残りにくく、伝承の観点からは好ましくない。
- ・豪雨と地震以外の自然現象について、名称を付ける考え方が明示されていない。



「考え方」を再整理予定